

参加意思確認公募 実施要領

件名：中南米地域発イノベーションによる日本国内社会
課題解決を通じた双方向的協力関係の構築に向け
た情報収集・確認調査

(調達管理番号：23a00820)

2024年2月1日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は「中南米地域発イノベーションによる日本国内社会課題解決を通じた双方向的協力関係の構築に向けた情報収集・確認調査」について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

参加意思確認公募とは、該当の業務を唯一履行できると特定した者（以下「特定者」という。）との随意契約を想定する契約について、調達手続きの透明性、競争性を確保するため、機構が特定者のほかに契約を実施可能で、参加の意思がある者の有無を確認する制度です。

期限までに本公募への応募者がいなければ、機構は特定者を契約相手方として手続きを開始します。応募者がいる場合、機構は応募者が応募要件を満たすかを審査し、満たしている場合は指名又は一般競争手続きに移行します。

1. 提出先

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部 調達推進第一課
電子メールアドレス：outp1@jica.go.jp

2. 提出期限

2024年2月22日（木）正午（必着）

3. 提出書類

- （1）参加意思確認書
- （2）令和04・05・06年度全省庁統一資格（写）
- （3）下記6.（3）2）に記載された「その他個別要件」に求められる実績等を証明する資料（様式任意・PDF）

4. 提出方法

上記2.の提出期限までに、上記1.の電子メールアドレス宛に、電子データでのご提出をお願いいたします。

メール件名：【提出】（調達管理番号）_（法人名）_参加意思確認書

5. 審査結果の通知

2024年2月28日（水）正午以降に電子メールにて連絡します。

6. 応募要件を満たさない場合の理由請求

- （1）期限：2024年3月5日（火）正午まで
- （2）請求方法：上記1.の電子メールアドレス宛に、電子データでのご提出をお願いいたします。
メール件名：【提出】（調達管理番号）_（法人名）_理由請求
- （3）回答方法：電子メールにより10営業日以内を目途に回答

7. その他関連情報

<p>(1) 業務の目的・内容 別紙1 業務仕様書（案）のとおり</p>
<p>(2) 特定者 特定者は、国内社会課題解決に向けた民間企業に対する新規事業戦略に係るコンサルティング実績を多数有するほか、ソーシャル・インパクト・ボンドをベースとするファンド運営及び関連事業実施経験を有する。 また、中南米・カリブ地域スタートアップ企業連携に係る調査業務（2021年度）を始めとする機構のイノベーション関連調査を多数受注する。 さらに、海外スタートアップに対するインキュベーション事業実施等、海外投資活動の実施経験を有する。</p>
<p>(3) 応募要件</p> <p>1) 基本的要件：</p> <p>(ア) 令和04・05・06年度全省庁統一資格で、「役務の提供等」の資格を有すること（等級は問わない）。</p> <p>(イ) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p> <p>(ウ) 当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条のいずれにも該当しないこと。</p> <p>2) その他個別要件：</p> <p>(ア) 本邦及び途上国双方での活動を総体の事業として包括的に推進することが可能な体制を有していること。特に、国内関係者とのネットワークを有し、同関係者とのファイナンススキームの構築・運営の経験があること。また、海外ソリューションホルダー（特に中南米地域）のソーシングに関する実績を有すること。</p> <p>(イ) 本契約業務における本邦エコシステム連携に際して、国内で社会課題に取り組むステークホルダー及びそのソリューションホルダーとの人的ネットワーク並びに具体的な事業実施に至る体制構築の経験があること。</p> <p>(ウ) 本契約業務における中南米エコシステム連携に際して、海外スタートアップのソーシングについて特に中南米地域で実績を有していること。</p> <p>(エ) 本契約業務における国内社会課題解決に向けたフィージビリティスタディに際して、具体的な事業実現を伴う形で社会課題解決に向けた新規性の高い官民連携型ファイナンススキームの国内実績を有していること。</p>
<p>(4) 情報の公表について 本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共</p>

同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様)を含む)の公表に同意したものとみなします。

機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。

「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

(5) その他

- 1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- 2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- 4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- 5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- 6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 7) 公募の結果、競争手続きに以降する場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- 8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

以上

別紙1：業務仕様書（案）

別紙2：参加意思確認書

業務仕様書（案）

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」又は「発注者」）が実施する「中南米地域発イノベーションによる日本国内社会課題解決を通じた双方向的協力関係の構築に向けた情報収集・確認調査」に関する業務の内容を示すものである。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施する。

1. 調査の背景・経緯

昨今、これまで開発の被援助国とされてきた国・地域においても、経済成長に伴う通信環境の整備や教育水準の向上、また一方で規制面での緩さなどに後押しされ、DXや新たなテクノロジーを活用した革新的な手法を用いた社会課題解決の試みが増加している。特に国別開発協力方針において「持続可能な経済社会開発」が掲げられている中南米諸国では、国内の社会・経済格差の現状に対し、イノベティブなソリューションが育ちやすい環境にあると言える。そして、複数の国で大学・スタートアップ・大中企業等を中心としてイノベーションを生み出す環境が黎明・発展期を迎えている。しかしながら、各国でこの発展を支えるスタートアップ等のソリューションホルダーは、その事業拡大期において成長のボトルネックに直面する傾向が一般的に見られる。初期的な資金確保の上、プロトタイプ製品を開発するものの、事業拡大期においてスタートアップ側が十分な市場・資金を得られずに、各国内でその成長曲線を描けない事例が頻出している。途上国における社会課題解決手法の質的量的拡大にとって、その揺籃となるイノベーション支援は大きな意義を持つ。

他方、我が国では、少子高齢社会にみられる社会構成の大規模な変容や生活形態・価値観の多様化等により、直面する社会課題がますます複雑化・多様化している。これに対して現在我が国は、官民を挙げて社会課題の解決に寄与する多様なソリューションホルダーの育成やエコシステムの質的量的拡大に努めており、先進国を中心とした国外から新たなソリューションホルダーを誘致する機運が高まっている。しかしながら一般的には途上国発ソリューションの国内事業への適用事例は依然として少数であると認識する。

本調査は、従来の JICA による日本（乃至は我が国の協力を受けた途上国）から途上国への一方向的協力ではなく、我が国の社会課題解決及びイノベーション促進を目的に、途上国ソリューションホルダーと連携し、国境や官民の垣根を越えて双方向に革新的なソリューションが還流する社会の実現を目指すもの。

本調査を通じ、本邦・途上国双方における社会課題解決のためのイノベーション・

エコシステムの形成と発展、双方向での循環連携・協力体制を構築するための前提条件・課題を確認し、これらに対する JICA 自身の関与の在り方及び外部リソース活用法等を検討するものである。

2. 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、途上国で培われた革新的なソリューションによって本邦社会課題の解決が可能か、適用可能性を一部検証し、またそのプロセスを通じ、JICA としてどのような体制・環境が整えば本調査により提案される事業スキームの内包化が可能かを検討するもの。

(2) 対象地域

本邦での事業展開が検討可能な程度に成熟したソリューションホルダーが多数存在する中南米複数国、及び日本。

(3) 業務の範囲

コンサルタントは、「2. (1) 調査の目的」を達成するため、「3. 留意事項」を踏まえつつ、「4. 調査の内容」に示す事項の業務を行い、調査の進捗に応じて「5. 成果物・業務提出物等」に示す報告書当を作成し、JICA に提出する。

3. 調査実施の留意事項

(1) 未来の JICA 事業を創造するためのチャレンジ

本調査は「新規事業アイデア」コンテストを経て採用された経緯がある。JICA として制度的に本アプローチが適用可能かつ持続的な仕組みとなり得るのか、その前提となる制約や条件の洗い出しを行うことが求められる。

(2) 本邦社会課題の選定について

日本国内の社会課題については当初地域や課題を限定せずに調査を開始し、本邦受入体制並びに途上国送出側の状況に関する調査結果を踏まえて絞り込みを図る。

(3) 本邦アクターについて

本邦アクターは、具体的な事業実施に至るネットワーク組織の構築（国内エコシステム）を視座にするもので、国内で社会課題に取り組むステークホルダー及びそのソリューションホルダーで、自治体、地銀、民間企業（スタートアップ、地場企業、大企業）、アカデミー、NGO 等多様なアクターを想定する。

(4) 途上国側アクターの選定について

IDB Lab、USAID、DSIF、KOICA、GIZ 等多くの国際機関が各国においてスタートアップ支援や産学連携のプログラムを実施している。これら機関では、初期的アプローチにおいて主に援助国側での短期研修を実施し、また被援助国における研究設備の建設などを行っている。インキュベーション段階においては、シードキャピタルの提供を伴うビジネスコンテストの開催などを中南米域内各国で行っている。以上を踏まえ、上記のような機関は本調査を進める上で重要なリソース定情報提供先であるとの認識に基づき、JICA 事務所との連携をしつつ、情報収集の際に活用を検討する。

(5) 本事業の最終成果及び提案について

途上国で培われたソリューションとそれによって解決しうる本邦社会課題のマッチング手法並びにこれらアクターによる本邦社会課題解決実現に必要なファイナンススキーム構築を含めた JICA 事業化案の初期的な確認がなされることを目指す。最終提案には以下を含めることを想定する。

- ・ 送出元となる中南米地域のアクターとの連携に係る方法論
- ・ 日本のパートナー・エコシステムアクターとの連携に係る方法論
- ・ 事業持続化に向けたファイナンススキームの方法論
- ・ 上記を持続的に推進するための JICA 制度適用の方法論

(6) 営業・広報活動を通じた仮説精度の質向上

本調査を一貫して、本邦・中南米における各関係機関・企業・団体等に対して広くセミナー・個別面談などを通じた営業・広報活動を行い、仮説精度の向上と巻き込みを図る。

(7) 複数のマッチングを実施する場合、以下調査の小項目立てに関わらず、それぞれのマッチングを独立して実施することとする。

4. 調査の内容

(1) インセプションレポートの作成・説明及び協議

技術提案書をもとに、発注者と協議の上、調査の実施方針・内容・手法・作業計画を検討し、インセプションレポートを作成し、発注者の承認を得る。

(2) 初期的事業仮説の設計

1) 本邦社会課題群における海外ソリューション活用要件（必要条件）の抽出

受注者は自らの実績や事例調査を通じて、日本国内において社会課題として認知されうる課題群のうち、海外からのソリューションを活用した事例、乃至は海外でのソリューションを参考に課題解決に向けたアプローチを適用した事例などを収集・分析する。なお、分析の際は、ステークホルダーごとの役割や導入における課題、そ

の解決に至った経緯につき、簡易にまとめる。また、この過程を通じ、本調査の第二フェーズ（以下、4.（3））にて実行するマッチングにおける、本邦側グループの初期的リストアップを行う。また当該リスト内において、本調査が目的とする事業のコンセプトに共感し連携に関心を有する候補機関（グループ）を複数特定する。また、特定された各候補機関が有する特性の一般化を試みる。

2) 中南米域内のイノベーションホルダーの絞り込み

1) の分析過程において分類した本邦社会課題群に関連（もしくは関係が一定程度読み取れる）する、中南米域内各国のイノベーションエコシステムに係る情報収集を実施する。その上で、本調査における中南米側パートナー候補の選考基準を設計し、同基準に基づくイノベーションホルダーの初期的リストアップを行う。また当該リスト内において、本調査が目的とする事業のコンセプトに共感し連携に関心を有する候補機関（グループ）を複数特定する。また、特定された各候補機関が有する特性の一般化を試みる。

3) 実現可能性を高める効果的なマッチング・ファイナンス手法の初期的仮説の構築

上記1) 及び2) を踏まえ、(2) 以降で具体的検討を行う効果的なマッチング・ファイナンス手法の方針（案）を定める。また、この方針（案）を検討要素として、JICA 事業に応用する場合の初期仮説を構築する。

(3) 中南米地域及び本邦の双方でのアクターの持続的なマッチング環境・事業化環境の構築に向けた検討

1) 各候補機関ごとの本調査への参画可能性検証

上記4.（2）にて特定した本邦/途上国各アクター候補において、各者との協議を通じ、マッチング実施に向けた論点をより具体化させ、各候補の個別事業戦略・成長ステージなども踏まえ、本事業参画可能性と意向を個別に検証する。

2) マッチングの実施（本邦招へい含む）

上記1) にて参画の意向を示した候補機関同士を実際にマッチングする。なお、マッチングは複数事例に取り組むことが望ましい。また、マッチングの過程においてより具体的に議論が発展したケースには、本邦招へいを計画し、上記4.（2）3) にて検討した初期的仮説をより精緻化する機会を創出する。このマッチング過程において、都度所見される課題を踏まえ、実際に事業化する場合に対応を要する課題や制約等について整理する。

3) 本邦招へいの実施

上記2) にてマッチングが成功裏に進まない場合であっても、本邦社会課題の解決において途上国側ソリューションが貢献し得る役割や本邦側期待感の醸成可能性を検証すべく、途上国側アクターを本邦に招へいし、日本の社会課題について調査し、

検討する機会を創出する。

4) 初期的な実証（フィージビリティスタディ）の実施

上記2)を通じて、具体的なソリューション提供を通じた実証を可能とするケースに合意形成が発展し得る場合、本調査期間中における初期的な実証調査の実現を支援する。また、その結果を報告にまとめる。

5) 当該事業コンセプトを実現するファイナンススキームの具体的検討

上記3)と並行（場合によっては組み合わせ）して、本邦のファイナンサー候補に対してヒアリング（意見交換）を実施。この結果を踏まえてファイナンススキームを具体的に検討し、仮案を組む。同時に、実施に際しての中南米側・日本側双方のマーケティング・ファイナンス面等における課題点を抽出する。

(4) JICAでの導入に向けた提案書の作成（ドラフトファイナルレポートの作成）

1) プロセス再現性のための一般理論化

上記(2)及び(3)のプロセスに再現性を持たせるため、(3)で得られた各アクターの性向・マーケティングやファイナンスに際する外部環境などに基づき、上記(2)で設定されたマッピング・マッチング手法の一般理論化を試みる。

2) JICA 事業化の再検討

上記1)に応じて、JICA 事業化に係るスキーム案に対する初期仮説の修正を行う。一部 JICA が解決可能或いは解決を図るべきと考えられる課題については、より具体的に機構法上・実務上の検討を深掘する。

(5) JICA 内でのファイナルプレゼンテーションの実施

JICA での制度化に向けた提案や課題としてまとめ、JICA（外部を含めることも可）において報告会を開催する。

5. 成果物・業務提出物等

(1) 成果物（調査報告書）

i) インセプション・レポート（IC/R）

記載事項：本事業の全体像と出口戦略

提出時期：2024年4月（4.（1）完了時点）

部 数：PDF データ 1部をメールで提出

言 語：日本語

ii) プロGRESS・レポート①（P/R①）

記載事項：マッチング・ファイナンス初期仮説/事業案初期仮説。

提出時期：2024年10月（4.（2）3）完了時点）

部 数：PDF データ 1部をメールで提出

言語：日本語

iii) プログレス・レポート② (P/R②)

記載事項：マッチング・ファイナンスの具体的スキーム案。

提出時期：2024年12月(4.(3)1)完了時点)

部数：PDFデータ1部をメールで提出

言語：日本語

iv) プログレス・レポート③ (P/R③)

記載事項：マッチング・ファイナンス検証結果。

提出時期：2025年6月(4.(3)5)完了時点)

部数：PDFデータ1部をメールで提出。

言語：日本語

v) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

記載事項：初期仮説検証結果、事業化に向けたJICAへの提言。

提出時期：2025年8月(4.(4)2)完了時点)

部数：Word及びPDFデータ各1部をメールで提出

言語：日本語

vi) ファイナル・レポート (F/R)

記載事項：全業務結果の評価・分析を通じたJICA事業化への最終提言。

様式：エグゼクティブ・サマリー及びフルレポート

提出時期：2025年9月

部数：エグゼクティブ・サマリー及びフルレポートを英文及び和文1部ずつ計4部をメールおよび書面で提出。

vii) 業務報告書・業務完了届 (形式自由)

記載事項：前月度の活動内容

提出時期：業務報告書は該当業務期間終了(各月末)後に、業務完了届は全業務終了後に速やかに提出する。

部数：Word及びPDFデータ各1部をメールで提出

言語：日本語

(2) その他の提出書類

i) 経費精算報告書

記載事項：前月度までの活動に要した経費に関する報告

提出時期：2025年2月末付の業務報告書提出時点及び業務完了届提出時点において計2回、それぞれの添付書類として提出する。

ii) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後一週間以内に、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。提出方法：F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

iii) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは項目別に整理しリストを付した上で提出すること。P/R①、P/R②、P/R③、DF/R、F/Rの提出時に同時に提出。

iv) 各種イベント開催関連資料

イベント開催に係る発表資料及び議事録、参加企業コンタクトデータ。

発表資料は、イベント開催3営業日前まで、議事録及び参加企業コンタクトデータはイベント開催後一週間以内に提出する。

(3) 提出先

jica5rd@jica.go.jp に提出。

(4) 報告書作成にあたっての留意点

各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。¹その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

6. 経費支払方法

前払い及び年度ごとの部分払いでの対応を想定。以下、支払い方法について記す。

(1) 前払い

受注者の求めに応じ、契約時以降に前払い保証書の提出を持って12か月分の契約金額の40%を支払う。

¹ F/R以外の報告書を想定している。

(2) 部分払い

各期の契約期間に応じて、2024 年度会計年度末（2025 年 3 月）並びに 2025 年度における業務完了後に支払いを行う。これらの支払いについては、対象期間内に提出される成果物(IC/R、P/R①、P/R②、P/R③、DF/R、F/R)と、業務報告書或いは業務完了届(形式任意)および経費精算報告書が JICA で行う検査に合格している事を支払条件とする。また年度払いの要件は以下の通り。以下支払い対象期間についてそれぞれ前者については IC/R～P/R②の提出・合格をもって支払い、後者については P/R③～F/R の提出・合格をもって支払うこととする。

1) 直接人件費：契約からの当該支払い対象期間は以下のとおり。

- ① 契約開始時点～2025 年 2 月
- ② 2025 年 3 月～業務完了時点

2) 直接経費（直接人件費以外）：

- ① 2024 年度末における支払いについては、2025 年 2 月末までに要した経費を 6. (2) に記載した条件に応じて実費精算(証憑徴求) する。
- ② 2025 年 3 月以降の経費については、2025 年度の業務完了後に、業務完了届並びに経費精算報告書の提出時に、精算する。

7. 業務実施上の留意事項

(1) 業務履行の確認プロセス

業務履行に当たっては、発注者（中南米部）並びに発注者が定める機構職員と十分に協議することを基本とし、協議頻度は、最低月2回を目途とする。また特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

- ① 5. (1) 完了後
- ② 5. (2) 3) 完了後
- ③ 5. (3) 1) 完了時点
- ④ 5. (3) 5) 完了時点
- ⑤ 5. (4) 3) 完了時点

また、本業務の成果（協議資料などの中間的な成果を含む。）について先方政府に提示する場合は、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とする。また、打合簿を受注者にて作成し、監督職員が確認を行う。

(2) 機構からの便宜供与

現地調査において必要となる相手国政府機関や関係機関とのアポイントメントや会議設定は基本的に受注者が自律的に対応することを求める。ただし、受注者のみで対応困難な状況があれば、適宜相談の上、便宜供与を行う可能性はある。

以上

参加意思確認書 (案)

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

所在地 :

商号又は名称 :

代表者役職氏名 :

「中南米地域発イノベーションによる日本国内社会課題解決を通じた双方向的協力関係の構築に向けた情報収集・確認調査」について、応募要件を満たしており、競争への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1. 組織概要

※パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。

2. 添付書類

(1) 基本的要件に関する書類

令和 04・05・06 年度全省庁統一資格審査結果通知書 (写) を添付してください。

(2) その他個別要件に関する書類

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書 (写し) を提出してください。

(担当者)

所属部署 :

役職・氏名 :

電話番号 :

E-mail :

以上